会社分割に関する事後開示書面

東京都港区港南二丁目 18 番 1 号 株式会社ゼンショーホールディングス 代表取締役 小川 賢太郎

東京都港区港南二丁目 18 番 1 号 株式会社ゼンショーファストホールディングス 代表取締役 浅沼 幹典

株式会社ゼンショーホールディングス(以下「ZHD」といいます。)と株式会社ゼンショーファストホールディングス(以下「ファストHD」といいます。)は、2021年9月21日付吸収分割契約に基づいて、ZHDのすき家及びなか卯業態に関する事業子会社の統括管理事業に関する権利義務をファスト HD に承継させる吸収分割(以下「本分割」といいます。)を行いました。

そこで、本分割に関して、会社法第 791 条第 2 項および第 801 条第 3 項第 2 号に基づき 開示すべき事項は以下のとおりです。

記

- 本分割が効力を生じた日 2021年11月1日
- 2. ZHD における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過及び同法第785条、 第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過 本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、 該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過 該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過 該当事項はありません。

- 3. ファスト HD における会社法 796 条の2の規定による請求に係る手続の経過及び同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過該当事項はありません。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過 ファストHDは、会社法第797条第3項の規定により、2021年9月21日付けで 本分割をする旨並びにZHDの商号及び住所を通知しましたが、会社法第797条 第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過 ファストHDは、会社法第799条第2項の規定に基づき、2021年9月28日付の 官報において公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませ んでした。
- 4. 本分割によりファスト HD が ZHD から承継した重要な権利義務に関する事項 ファスト HD は、2021 年 11 月 1 日をもって、ZHD から吸収分割契約の定めに従い、ZHD のすき家及びなか卯業態に関する事業子会社の統括管理事業に関する権利義務を承継いたしました。その概算額は以下のとおりです。

・承継資産の額:59百万円

・承継債務の額:0円

- 5.変更の登記をした日 2021年11月1日
- 6. その他本分割に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上